【1999 年 1 月 26 日】国民年金法等の一部を改正する法律の改正について（答申）
社会保障制度審議会（総会第 514 回）

平成 11 年 1 月 26 日

厚生大臣　宮下創平殿

社会保障制度審議会
会長　宮澤健一

国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正について(答申)

平成 11 年 1 月 22 日厚生省発年第 4 号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

我が国の経済が長期にわたって停滞し、また今後とも急速に少子高齢化が進むと見込まれるため、雇用や老後の生活に対する国民の不安感は極めて大きなものとなっている。このため、社会保障制度の将来の全体像を国民に明らかにすることは、政府にとって急務である。

しかるに、今回諮問のあった年金制度改正案は、国民年金の保険料額を一時的に凍結するというものにすぎず、年金制度全体の将来の在り方とどのような関連があるのか明確でない。我が国が現在極めて厳しい状況に直面していることにかんがみ、今回の措置は緊急的なやむを得ないものとしても、以下のことが不可欠であることを強く指摘しておきたい。

長期的展望に立って年金財政を安定させることは、年金制度の運営にとっての前提である。今回のように将来の方向を示さないまま、年金財政の歳入にかかわる重要事項に特別の措置を講ずるのでは、将来の年金財政の均衡を損ないかねず、国民の年金制度に対する信頼を揺るがしかねない。したがって安定した年金制度の確立が、国民の老後の生活への安心感を高め、我が国経済に好ましい影響を与えるとの観点に立って、制度全般にわたる改革を速やかに行うべきである。なお、年金制度についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、情報の開示や提供方法についても今後一層の改善を望みたい。